

苓北・天草灘の自然と歴史資源を活かした滞在プラン開発推進事業業務委託 仕様書

1, 委託業務番号

令和4年度 苓商観委 第6号

2, 委託業務名

苓北・天草灘の自然と歴史資源を生かした滞在プラン開発推進事業業務委託

3, 履行場所

苓北町内外

4, 履行期間

契約締結の日 から 令和5年1月27日(金) まで

5, 業務の目的

熊本県の西の玄関口にあたる苓北町にとり、本年度は西九州新幹線部分開業の好機を控えている。

これまで自然や歴史・文化財などの観光資源の整備や、物産開発、そして関連する情報発信にも取り組んでいるが、新型コロナウイルス感染症の影響も大きく、町内への入込客数は低迷している状況である。

本業務は、雲仙天草国立公園内の海岸景観等の展望及び富岡城の自然探勝等を生かした季節毎のインパクトある滞在プランを造成・整備し、情報発信と拡販を行うことで、本町への入込客増加と、その滞在時間延長につなげることを目的とする。

また、資源の活用による持続可能な観光運営体制を本取組みで確立する事で、地域経済への寄与についても、持続可能な仕組みとなることを目的とする。

6, 業務全般について

(1) 受託者は、苓北町が提示するコンセプト等に留意し、業務の目的に沿った上で、次の業務を企画すること。

自然体験プラン等の企画開発による旅行商品造成
旅行商品の拡販のための受入体制の整備
旅行商品拡販のためのプロモーション活動
造成した商品を活用したツアーイベントの実施
その他、独自提案

(2) スケジュールや業務の詳細等を明らかにした業務計画書を作成し、苓北町の承認を得ること。

(3) 事業の進捗状況を綿密に苓北町に報告するとともに、事業完了後は速やかに業務報告書を作成し、苓北町に提出すること。(履行期間内に)

7, 業務内容の詳細について

(1) 自然体験プラン等の企画開発による旅行商品造成について

今年度苓北町において、富岡城東角櫓のワーケーション施設への改修、天草灘に沈む夕陽を眺めながらクルージングを行うサンセットクルージングの造成などを実施するが、これらを活用した上で下記の業務を行う。

業務目的に沿ったツアー造成基本計画及び実施計画の策定

以下の項目に沿い、スケジュール感を持ち実践に即した計画を策定すること。

- ア 市場傾向の整理と方向性の再確認。
- イ ターゲット層の精査及び検証の実施。
- ウ 利用拠点を中心とした地域資源の棚卸と洗い出しの実施。
- エ アドベンチャーツーリズムの三要素に沿った、整理の実施。
- オ 域内連携先を巻き込んだ商品開発メンバーの選定・招集・開発会議の実施。
- カ 域外連携先との企画内容調整、依頼の実施。

実施計画に基づいた商品企画・開発作業、運営の実施

当地域ならではの資源魅力を生かした、以下の商品造成を行うこと。

- ア 「砂州と砂嘴で形成される富岡半島」の風光明媚な自然資源を生かした商品。
- イ 「キリスト教伝来の地でもある当地の歴史・文化ゆかりの地・施設」を巡るガイドウォーク商品。
- ウ 「温暖な地に育まれた農産物、緋扇貝と岩牡蠣に代表される海産物の恵」を生かした食文化体験。

商品企画・開発作業時の留意事項

- エ 実施計画に基づいた地域資源の選定を行うこと。
- オ 開発メンバーによる資源の評価を行い、優先度を決定すること。
- カ ターゲット層を見据えたストーリーの構築を行うこと。
- キ 提供方法（演出など）を検討する際に、そのストーリーが強く体感できる内容となるよう検討を行うこと。
- ク 商品企画・開発会議を行う際に、新型コロナウイルス感染症対策として使用する物品として、下記物品を見積書に含めること。
 - ・透明パーテーション（W 650 mm × H 600 mm 程度）× 8 枚
- ケ 今年度苓北町では、地域の苓北観光汽船を活用したイルカウォッチングやサンセットクルーズの造成を計画している。イルカ等の海洋生物に係る保護ガイドラインや、参加にあたってのガイドラインを制作すること。また参加者に周知と履行徹底を行い、環境負荷の少ない持続可能な体験プラン造成を図ること。

造成した商品のタリフを作成

- ア 商品タリフを作成すること。

（２）旅行商品の拡販のための受入体制の整備について

受入体制の整備実施と業法上の確認及びリスク俯瞰と管理の仕組みを構築

- ア 予約受付、手配経路の整備と旅行業法上の資格確認または準備を行うこと。
- イ コンテンツ提供にあたっての保険付保等、リスク管理対応の検討を行う。

商品を掲載するホームページの整備

- ア 商品を掲載する観光協会ホームページの多言語化対応等の整備を行うこと。

ガイド対応の整備と質の向上の実施

- ア ガイド対応の整備と質の向上を行うこと。

（３）旅行商品拡販のためのプロモーション活動について

広報素材の制作と効果的な使用方法の提案、実施

- ア 体験動画制作・体験プログラム素材写真撮影として、ホームページやSNS掲載等で使用する動画や写真画像の制作を行うこと。また町の観光情報の多くを観光協会HPにて発信しているため、今回の制作も同HPを対象として実施する。
- イ 観光協会ホームページに体験プログラムページを追加すること。また、ツアーイベント実施等のWeb広告の受け皿として、ランディングページ（LP）を新たに制作し、観光協会ホームページと紐づけを行い、管理・フォローアップを実施すること。

流通経路毎の販売体制構築

- ア ANAなどキャリア系の販売サイト等への商品登録を促進すること。
- イ アフターコロナでの販売も視野に入れ、国内だけでなく海外ユーザーにもリーチできるような体験型観光商品サイトへの登録も検討すること。

発地側における商品採用活動のコーディネート実施

- ア 発地マーケットである関西地区での連携先と協働で、関西地区の見込先旅行会社に対し提案活動を実施すること。
- イ 旅行会社に対し、ワーケーション需要を取り込むための商品採用活動を実施すること。

近隣消費地での効果的な販促活動の実施

- ア 近隣の消費地である熊本市都市圏をターゲットとし、地域タブロイド紙への出稿を通し、ツアーイベントへの誘客促進を実施すること。

(4) 造成した商品を活用したツアーイベントの実施について

国立公園の利用拠点を中心とした、アドベンチャーツーリズムに該当する有料ツアーイベントの開催企画立案と実施計画の策定

- ア 利用拠点を中心とし、自然+歴史文化(食文化)+アクティビティの三要素を網羅した体験コンテンツを優先して採用する。
- イ 本事業と同時にワーケーション受入用施設として整備を行う、富岡城公園内の東角櫓を活用したイベント内容を検討すること。
- ウ 苓北町観光ボランティアガイド協会との連携を密にし、ガイド力向上による体験価値のブラッシュアップを行い、参加者の体験価値向上を図ること。
- エ 二次交通の企画立案を行うこと。最寄り駅にあたる富岡港ターミナルや天草空港よりの導線を考慮した、域内巡回路や交通手段等の企画検討を行うこと。

実施計画に基づいたツアーイベントへの集客活動とイベントの運営実施

- ア ツアーイベントの実施規模については、新型コロナウイルス禍対応の観点により、密にならない参加者数とすること。定員：20名程度
- イ 実施時期については、西九州新幹線部分開業(9月23日予定)にあわせて、10~11月の期間に設定すること。
- ウ 商品として造成した体験プランのメニュー表を制作し、観光協会会員施設や町内主要箇所に設置のほか、高速道路パーキングエリア等顧客のピックアップ率の高い場所に設置を行い、配布徹底を図りツアーイベント誘客につなげること。
体験プランのメニュー表(パンフレット)3,000部を制作予定である。見積書に費用を含めること。
- エ 主要旅行会社の商品造成部署に対し、情報提供として配布、郵送を行い誘客につなげること。

参加者アンケート調査に基づく需要分析と対応策の検討、提案

(5) その他、独自提案について

安全対策は、実施連携を行うと思われる旅行会社との協力のもと、万全の事前準備と対策を行うこと。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策については、新たに作成する対応指針に基づき、十分な対策と対応を実施すること。(指針については、観光協会HPに掲示・公表すること)

(1)~(4)と併せて実施することで、より効果が高まると判断できる事業があれば提案すること。

8, 成果品の納品方法

- (1) 本業務については、受託者が苓北町に対して業務報告書の提出をし、苓北町の確認検査に合格したことをもって業務を完了したものとする。
- (2) 提出する成果品は下記のとおりとする。
 - 業務報告書(紙媒体・電子媒体)
 - 本業務で制作した動画など(電子媒体)
 - その他業務報告に必要なもの

9, 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。ただし、事前文書により苓北町と協議し、その承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

10, 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本委託業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本委託業務の履行により知り得た業務の内容を第三者に漏らしてはならない。

11, 契約の保証

- (1) 受託者は、本委託業務の契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、工の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。
 - ア 契約保証金の納付
 - イ 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - ウ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、委託者が确实と認める金融機関の保証
 - エ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) (1) の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額((4)において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- (3) (1) の規定により、受託者が(1)イ又はウに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、(1)エに掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

12, 業務委託料の支払方法

受託者に対する支払は、本委託業務の検査に合格した成果品納入後、受託者からの適正な業務報告書及び支払請求書に基づき、業務委託料を受託者が指定する日本国内の銀行口座に振り込むものとする。

13, その他

- (1) 受託者は、本委託業務の詳細について、苓北町の担当者及び関係者と十分な打合せを行うものとし、本委託業務の目的を達成すること。
- (2) 受託者は、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、苓北町と事前に協議するものとし、その承認を得ること。
- (3) この契約に係る費用は、特に仕様書に記載のあるものを除き、全て契約金額に含むものとする。